

令和 8 年東郷町教育委員会 7 月定例会	
日時	令和 8 年 7 月 2 7 日（月） 午後 1 時 3 0 分 開会 午後 2 時 1 5 分 閉会
場所	東郷町役場 2 階第 4 会議室
出席委員	教 育 長 鵜飼 洋一 教育長職務代理者 加藤 逸男 委 員 高坂 智子 委 員 山田 美登 委 員 近藤 寛
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 大原 貴浩 参 事 上村 直樹 学校教育課長 大竹 邦一 生涯学習課長 荒瀬 五明 給食センター所長 山本 康広
会議録作成職員	学校教育課長 大竹 邦一
会議録署名委員	鵜飼 洋一 教育長 加藤 逸男 委員
教育長の報告	(1) 校長への指導事項等について
報告事項	(1) 7 月校長会について（学校教育課） (2) 後援名義の使用許可について（学校教育課） (3) 要保護・準要保護児童生徒数について（学校教育課）
議題	（議案）後援名義の使用許可について （議案）令和 9 年度使用小中学校教科用図書の採択について （議案）令和 8 年度及び令和 9 年度給食用物資納入業者の承認について （議案）東郷町教育委員会評価委員の委嘱について
傍聴者	なし

部長	定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 7 月定例会を開会します。 会議の進行につきましては、教育長からお願いします。
教育長	それでは会議を進めてまいります。 会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。 日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。 次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。私と加藤委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	(全員異議なし)
教育長	異議なしとのことですので、7 月定例会の会議録署名委員は、私と加藤委員とさせていただきます。 次に日程第 3、教育長の報告です。
教育長	3 点について話をしました。 1 点目は、学校訪問、経営案説明会、町長訪問についてです。若い先生方が澁瀬と授業をされていたり、ICT が積極的に取り入れられていたりしていて、時代はダイナミックに動いていることを実感した一方で、給食当番や清掃活動に地道に取り組む児童生徒も見せていただきました。私は掃除や給食の時間の児童生徒の姿は、ある意味学級・学校経営のバロメータであると考えてきました。掃除に取り組むということには実に様々な要素が含まれていて、大げさな表現かもしれませんが、「清掃活動は日本の教育の根幹」であり、「子どもたちのその後の人生を左右するもの」でもあるとも考えています。自分ためだけではない活動に取り組む児童生徒が評価され、社会に出ていく力を育むことを願っています。 2 点目ですが、前回お話ししました「タブレット端末紛失」は、「3 校・6 台」すべて見つかりました。5 年後にまた同じことが起きないように、年度替わりの時期等に確認をしていただくなどして、各校での管理の徹底をお願いしました。 あわせて、話題になっています「学校火災」についての通知が来しました。「緊急時の避難経路の確認」「避難器具の点検」「準備室等の教職員の私物化」等の観点で、特に報告は必要ありませんが、点検・確認をお願いしました。 3 点目は、春木中学校での食物アレルギーについてです。学校としては事後措置の真っ最中ですが、今回の事案を教訓として、今後各学校で検討していただきたい対策について話をしました。 1 つ目は、旅行社・ペンションとの情報伝達についてです。 学校側は事前連絡に万全を期していたと判断していますが、民宿組合の食事担当から当該ペンションへの連絡が行われず、ハムがそのまま提供され事故が発生してしまいました。情報伝達において、「単線」による民宿組合の個人のミスが原因となってしまう、今後、学校の対応としては情報伝達の「複線化」をお願いしました。旅行社への情報伝達と合わせて、学校とペンション、又は保

	護者とペンションが直接やり取りをすることや、旅行社に伝達した情報が確実にペンション側に伝わったかをペンション側からの返信をもって確認することも必要になってくると思います。 2つ目は職員の現場での確認についてです。 ペンション分宿には、生徒とオーナーさんとのふれあいや、先生から離れ自分たちで生活をするという、「任せる活動」としてのメリットがある一方で、学校側の目が届かない状況が生じ、チェック体制に甘さが生じるということがデメリットでもあります。今回は、「ことの起きた現場で職員が不在であった」「食事を現認していない」「アレルギーの初期対応が必要な場に職員不在であった」という状況が生じてしまいました。今回のような特に配慮が必要な生徒に対しては、確認するための態勢を整えることをお願いしました。一昔前は考えられなかった対応で、引率教員の負担を考え合わせると心苦しいお願いで、「すべての場面・すべての状況で…」はとても対応しきれませんが、必要な場面について保護者との連絡を取る中で、帯同している看護師の有効活用や旅行社との連携を通して、適切な確認体制を構築していただきますようお願いしました。 9年前の春木中学校の修学旅行中に生徒が亡くなるという事案が発生したことによって、私たちはその事故を教訓として心にとどめ、東郷町として安心安全な宿泊行事を目指していきたいことを伝えました。 また、会議の中で、7月7日（火）に長久手市で起きた「強盗傷害事件」の対応についても話をしました。今回、教育委員会として保護者への情報提供や依頼は行いませんでしたが、あくまで「テレビやSNSの報道による情報」ではなく、警察発表等の公的な情報を保護者への情報提供の判断の根拠としていきます。今回、警察からの発表があったとすれば、翌朝の可能な限りの保護者による付き添い登校や、登校時の教職員による見回り活動を依頼していくことになると思います。
教育長	以上で 教育長からの報告を終わります。 質問がありましたらお願いします。
委員	(質問・意見なし)
教育長	質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第4、報告事項に入ります。 事務局から説明をお願いします。
参事	(1) 7月校長会について ① 7月には、児童会や生徒会が工夫を凝らして、学年を超えた交流を実施する学校や薬物乱用防止教室や防犯教室を行う学校もありました。また、中学校では地元の企業の方などを招いて働く人の話を聞く会を行った学校もありました。 7月17日（金）全ての小中学校にて、1学期の終業式を行い、1学期が無事に終わりました。 また夏季休業中には、各校が教職員の力量向上のため、現職教育で講師

	等を招いて研修を行っていく予定です。 ② 中学校では、運動部の愛知地区支所大会が、6月27日（土）、28日（日）、7月に入って4日（土）、5日（日）、11日（土）、12日（日）に、無事に実施されました。どの学校の生徒たちも、本当によく頑張りました。なお、その上の大会である愛日大会については、7月18日（土）から7月24日（金）までの予定で、実施されます。 ③ 教職員の6月の在校時間については、80時間超が4名でした。これは、昨年度の6月に比べて、1名増えたことになります。また、100時間超は1名でした。昨年度より若干増えてはいますが、一昨年度までの傾向よりは着実に減少してきています。1学期末の成績処理を行う時期ではありましたが、各学校にて、成績処理の時間を確保するなどして在校時間が減らす工夫を行っているためと考えられます。今後も、各学校にて、教員の働き方改革を進めていきます。 ④ SSWは、学校、または、保護者からの要請に応じて、積極的にSSWとしての活動を進めています。今年度は、夏休みの前後、7月17日（金）、7月21日（火）、8月31日（月）、9月1日（火）の4日間、電話相談を行います。 今後とも児童生徒や保護者、そして、学校のためになるSSW活動を続けていきます。 ⑤ 昨年度、全国的に教職員による盗撮やわいせつ行為などの不適切な行為が報道されていましたが、令和8年6月6日に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（通称：こども性暴力防止法）」の令和8年12月25日施行に伴い、各学校設置者（市町村教育委員会）及び各学校には、同法第8条に基づき、教職員に児童対象性暴力等の防止に関する研修を受講させることが義務づけられております。 常勤、非常勤にかかわらず、すべての教職員に夏休み等を利用して研修を行うよう各校に依頼しました。研修については、こども家庭庁の作成した資料などを活用し、実施していく予定です。
学校教育課長	学校教育課の大竹です。 「第4 報告事項（2）後援名義の使用許可について」説明します。 資料は1ページになります。 令和8年6月20日から同年7月17日までに、後援名義使用の申請があり、専決処理した案件は、資料とおり1件です。 事務局で確認したところ、過去に許可したものとおおむね同様の内容でした。 「報告事項（3）要保護・準要保護児童生徒数について」説明します。 資料は8ページになります。 令和8年6月20日から同年7月14日までに申請があり、認定した件数は200件です。 3件が新規に申請があった方で、7件は昨年度からの継続の方から資料の提

	出があり認定したものです。 説明は、以上です。
教育長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。
委員	(質問・意見なし)
教育長	質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第5、議題に入ります。 議案第30号 後援名義の使用許可に対する意見について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	議案第30号について説明させていただきます。 資料9ページをお開きください。 議案第30号 後援名義の使用許可について 後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものとするものでございます。 1 主催者は、NPO法人フットボールクラブ東郷 2 事業名は、F C 東郷招待サッカー大会2026 第6回住まいる東海カップU-12大会 3 実施日は、令和8年12月6日(日) 4 会場は、愛知県運動公園 この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるからです。 10ページをお開きください。 申請者の申請に基づき説明を行います。 事業の内容・目的は、この大会は、大会を通してサッカーの競技力・指導力を向上させると同時に様々な地域の子供達と指導者の交流の場となり、御協力いただける地域の方々ともに地域活性化に貢献することを目指しています。 参加対象者は小学生及び保護者、参加予定人数は約200人です。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第30号について審議をお願いします。
教育長	以前から東郷町で活動している、歴史あるクラブチームですね。
委員	東郷町からは後援を受けていたんですよね。この大会自体は6回目となりますが、教育委員会の後援申請は初めてなんですね。
委員	参加費があるのは、出場チームに対して、ということですか。各参加チームが参加費を払うという意味で、入場料を取るわけではないんですよね。
学校教育課長	その通りですね。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第30号を原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
教育長	全員賛成ですので、議案第30号については、原案のとおり承認します。

	次に、議案第31号 令和9年度使用小中学校教科用図書の採択について、事務局の説明をお願いします。
参事	それでは、議案につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。 議案については「令和9年度使用小中学校教科用図書の採択について」です。令和9年度使用小中学校教科用図書の採択をする必要があります。 それでは、その内容について説明させていただきます。 はじめに、教科用図書の採択に係る全体の概要を説明します。 資料1「愛知県令和9年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準」をご覧ください。 これは、愛知県教育委員会が示す教科用図書の採択基準ですが、「○基本的な方針（上段）」として、1に示されたとおり「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施することとなっています。 また、3～6に示されたように、採択地区協議会を設けて慎重かつ公正に、綿密な調査研究に基づき、種目ごとに一種選定することとなっています。 次に、「○採択にあたって準拠すべき事項（下段）」として、1、2に示されたように、令和9年度使用小・中学校教科用図書について、市町村教育委員会は、種目ごとに令和8年度使用教科書と同一のものを採択することとなっております。 これは、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の第14条において、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする」、また、同施行令第15条において、「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする」とあるためです。 3以下については、特別支援学校、県立、私立学校に関することですので省略します。 以上のことを踏まえ、資料2「教科用図書の採択案一覧」をご覧ください。上段が小学校、下段が中学校となります。ご覧のように、小学校、中学校ともに全種目選定替えはなく、引き続き同じものを採択することになります。 以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
教育長	説明が終わりましたので、議案第31号について審議をお願いします。
委員	（質問・意見なし）
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第31号を原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	（全員挙手）
教育長	全員賛成ですので、議案第31号については、原案のとおり承認します。次に議案第32号 令和8年度及び令和9年度給食用物資納入業者の承認について、事務局の説明をお願いします。

給食センター長	議案第32号 令和8年度及び令和9年度給食用物資納入業者の承認について、説明させていただきます。 資料22ページをご覧ください。 令和8年度及び令和9年度給食用物資納入業者を下記のとおり東郷町給食センター運営委員会で登録業者として選定したことについて、承認するものとする。 1 登録業者 別紙のとおり 2 登録期間 令和8年7月27日から令和10年8月31日まで この案を提出するのは、東郷町給食センター設置条例施行規則第5条の規定に基づき、教育委員会の承認を得るため必要があるからでございます。 次のページをご覧ください。 令和8・9年度 東郷町給食用物資納入登録業者」の表についてご説明させていただきます。 東郷町給食センターでは、給食用物資納入業者として 登録を希望する者に対し、物資納入の円滑と適性を図るため、「給食用物資納入仕様書」及び「給食用物資納入基準」をクリアした業者を登録するものであり、給食用物資の発注を確約するものではありません。 A3横長の表には、衛生管理面、経営面、配送面について事務局が判断したことが分かるように項目といたしまして、基準(3)、基準(6)、基準(1)を記載し、結果を明示させていただきました。 ページ中央辺りの「基準(3)」については、左の列の「衛生監視評点」が80点以上を「◎二重丸」、60点から79点までを「○丸」で表示しています。 「東郷町給食センター給食用物資納入業者登録要領」では基準(3)において、「保健所の食品衛生監視票採点が60点以上であり、食品に関する法律及び諸規定が守られていること。」としており、すべての登録希望業者が基準(3)に適合していることを確認しました。 なお、この60点以上の基準については、尾張旭市の給食センターでも採用している基準であることから、適正と判断でき、東郷町でも採用するものです。 また、食品衛生監視票の点数がない「－」表示の事業者については、食品衛生監視票の対象でない事業者 → 青果や加工品を販売するのみの事業者であり、他の事業者のように衛生管理を判断する必要がない業者であることから、食品衛生監視評点はありますが、取引状況及び昨年度と今年度の実績から衛生上の安全が確保されていることを確認しました。 次に、基準(6)の列については、左の列の「市町村県民税の有無」が「完納」の場合に「クリア」と表示しています。 最後に、基準(1)の列については、左の列の「輸送能力」が十分であると認められる場合に「クリア」と表示しています。 「給食用物資納入業者登録要領」では、基準(1)で「事業所又は営業所が
---------	---

【外部公開用】

	東郷町内又は付近にあること」としており、付近でない事業者については、輸送能力の実績（前日納品を含む。）をもってこの基準をクリアしていることを表しています。 説明は以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第32号について審議をお願いします。
委員	資料24ページの登録業者のうち、32番福盛屋商店は新規登録業者とのことですけれども、新規登録した理由はありますか。
給食センター所長	東郷町のホームページで公募したところ、申請のあった業者です。
委員	特に既存の登録業者に問題があったというわけではなく、単に増やしたということですか。
教育部長	豆腐の納入は長年特定の1社に頼っており、有事の際の供給リスクが課題となっていました。本町の食数規模では新規参入が難しい中、今回公募申請があったことは大変ありがたいと思っています。
委員	加えて、業者番号7番(株)豚市について、この業者だけ基準(3)の評価が◎ではなく○ですが、何か理由があれば確認したいです。
給食センター所長	当該業者については、給食センター運営委員会でも話題となりました。確認したところ、評価点が低かったのは計画書の充実度にやや欠けていた等の理由によるものであり、実際の取引等において問題が生じているわけではありません。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第32号を原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
教育長	全員賛成ですので、議案第32号については、原案のとおり承認します。 ここでお諮りします。次の議案第33号は、人事案件のため、東郷町教育委員会会議規則第12条第1項のただし書きにより、非公開にしたいと思いますが、非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
教育長	全員賛成ですので、次の議案第33号は非公開とします。
	【内容非公開】 ※議案第33号は、全員賛成で原案のとおり承認されました。
教育長	7月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。